

令和5年度 大分市ブランド認証制度 募集要領

1. 目的

大分市の6次産業化及び農商工連携に係る魅力ある加工品に対して、地域ブランドとして認証を行い、広く情報発信することにより、消費拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、大分市の魅力を向上させることを目的としています。

2. 対象加工品

以下の全ての要件を満たすものを対象とします。

- ①市内で生産された農林水産物等を主原材料としていること。
- ②市内外で広くPRされており、または広くPRされる予定があること。
- ③6ヶ月以上販売されていること。

3. 認証申請者の資格

以下の全ての要件を満たす者を対象とします。

- ①加工品を製造し、または販売する者。
- ②加工品の製造または販売について、法令等の規定に違反していないこと。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

認証事業者の声



- 募集期間 令和5年8月1日(火)～9月15日(金)
- 書類提出締切 令和5年9月22日(金)17時15分まで(必着)
- 提出・問合せ先
大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(本庁舎8階)
TEL:097-537-7025(直通) FAX:097-534-6176
e-mail:nosei3@city.oita.oita.jp

令和5年8月
大分市農林水産部 農政課

4. 認証基準

大分市ブランド認証加工品とは、本市の特色を活かし、安定した製造または販売をするものを言い、原則として次に掲げる基準から総合的に審査を行います。

- ① コンセプト
 - ア 大分市をイメージできる加工品であること。
 - イ アイデアやストーリー性があり、付加価値の高い商品であること。
- ② 独自性・希少性
 - ア 他の類似商品に比べ、独自性や希少性があり、流通、販売段階での優位性があること。
 - イ パッケージデザインやネーミング等が優れ、消費者が購入したいと思わせるものであること。
- ③ 信頼性・安全性
 - ア 品質を維持、向上させるための取組や技術的な裏付けがあること。
 - イ 品質表示が適正であり、消費者に対し、誤解を招く表現、表示となっていないこと。
- ④ 市場性・将来性
 - ア 商品の販売実績があり、販売体制が整っていること。
 - イ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産または販売が見込まれ、販路拡大が期待できること。
- ⑤ 品質等
 - ア 食味、風味、品質等が優れていること。
 - イ 大分市産農林水産物等の地域資源を使用していること。

5. 認証の有効期間

令和8年3月31日（認証決定日の属する年度の翌々年度末日）

※更新する場合は、有効期間の6ヶ月前までに申請書（更新）を提出してください。

<参考：更新対象>

直近の認証期間における年度ごと（1年未満は切り捨て）の販売実績の平均が、以下のいずれかに当てはまる加工品のみを更新申請の対象とします。

- ①販売金額(税抜希望小売価格×販売個数)が30万円以上
- ②販売個数が700個以上

6. ブランド認証名及びブランドマーク

・ブランド認証名：O i t a B i r t h（オオイタバース）

・ブランドマーク：



7. 認証マークの認証加工品への貼付

任意（貼付希望者へは、シールを無料で配布します。（枚数制限有り））

※ただし催事等の際は、原則として貼付することとします。

8. 認証料

無料

9. 認証のメリット

- ・認証加工品へのブランド認証マークの使用
- ・大分市ホームページやパンフレット等での P R
- ・商談会への出展や催事への出品 等

10. 提出書類

以下の書類を締切日までに提出してください。

- ①大分市ブランド認証申請書（様式第1号）
- ②認証申請概要書（別紙1）
- ③市税の滞納がないことを証明する書類またはその写し（市長が認める場合を除く）
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書（別紙2）
- ⑤認証に係る誓約書（別紙3）
- ⑥生産物賠償責任保険（P L 保険）証書の写し
- ⑦市内で生産された農林水産物等の原材料の産地証明の写し
- ⑧申請に係る加工品の写真（上下、前後、左右の6方向）
- ⑨ F C P 展示会・商談会シート[※]またはこれに類する書類
- ⑩6月以上の販売を証明する書類の写し
- ⑪申請加工品のカタログ・パンフレット等（任意とする。）

≪法人の場合は以下の書類も提出してください≫

- ⑫定款またはこれに類する書類またはその写し
- ⑬法人登記事項証明書またはその写し（市長が認める場合を除く。）

※農林水産省が推進するフード・コミュニケーション・プロジェクト（F C P）により作成された統一フォーマットのシートです。シートは、F C P のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/>）または、大分市のホームページよりダウンロードできます。

【提出書類のダウンロード】

大分市ホームページ（<https://www.city.oita.oita.jp/>）のトップページ≫仕事・産業≫農林水産業≫6次産業化・農商工連携のコンテンツ「大分市ブランド認証加工品を募集しています」よりダウンロードしてください。

11. 書類提出後の流れ

認証基準に基づき審査を行い、認証にあたっては、「おおいたの幸」ブランド化推進会議に意見を聴いたうえで認証を決定します。

なお、審査にあたっては、市が定める日までに申請加工品をサンプルとして必要数量を提出してください。

1 2. 申請の方法

(1) 事前相談が必要ですので、担当者へ来庁日時を連絡のうえ、市役所へお越ください。

(2) 事前相談後、申請締切日までに「10. 提出書類」を提出してください。

<提出方法>

①メール、郵送、直接持参

※メールの場合は、大分市ブランド認証申請書の申請者名等の下に「担当者名」及び「連絡先」を追記し、PDF形式で提出してください。（押印不要）

②郵送・持参の場合は、提出後、電子データもメールにて提出してください。

1 3. 事前相談

募集期間（令和5年8月1日（火）～9月15日（金））内に事前相談が必要です。

※事前に来庁日時を担当者へ連絡のうえ、商品の内容を説明できる方がお越ください。

1 4. 書類提出締切

令和5年9月22日（金）17時15分（厳守）

※提出書類に不備がある場合、受理できませんので、早めの提出をお願いします。

1 5. 留意事項

・必ず実施要綱及び実施要領をご覧のうえ申請してください。

・応募に要する経費は申請者の負担になります。

・提出された書類は返却しませんので、副本をご準備ください。

・認証された場合は、毎年5月末までに事業実績状況報告（前年度の製造量、販売額、広報宣伝等の状況）を提出していただきます。（認証有効期間の最終年度も同様に提出していただきます。）

・認証加工品及び認証事業者は、市のホームページ等で広く周知を行います。

1 6. 提出・問合せ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

■住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）

■TEL：097-537-7025（直通）

■FAX：097-534-6176

■e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp

■担当：南・岡部

1 7. 実施フロー図

